

定 款

エスビー食品株式会社

# 定 款

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 (商 号)

当社は、エスビー食品株式会社と称し、英文では S & B F O O D S I N C . と表示する。

### 第 2 条 (目 的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 次に掲げるものおよびその原材料の製造、加工、販売ならびに輸出入
  - イ. 香辛料および香辛調味食品
  - ロ. 菓子およびその他飲食料品
  - ハ. 医薬品および化粧品
  - ニ. 飼料および飼料添加物
  - ホ. 酒類
- (2) 種苗および花き、蔬菜、果実等農産物の生産、販売ならびに輸出入
- (3) スポーツ用品、衣料品、医療器具、文具、玩具および日用品雑貨の製造、販売ならびに輸出入
- (4) レストラン、スナックおよびグラウンド、テニスコート等スポーツ施設の経営ならびに賃貸
- (5) 不動産の賃貸および管理
- (6) 以上に関連する一切の事業

### 第 3 条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都中央区に置く。

### 第 4 条 (機関)

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

### 第 5 条 (公告方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

### 第 6 条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、3, 520 万株とする。

第7条 (自己の株式の取得)

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条 (単元株式数)

当社の単元株式数は、100株とする。

第9条 (単元未満株式についての権利)

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

第10条 (単元未満株式の買増し)

当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第11条 (株主名簿管理人)

当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第12条 (株式取扱規程)

当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第13条 (新株予約権無償割当ての決定機関)

新株予約権の無償割当てに関する事項については、取締役会の決議により決定するほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議によっても決定することができる。

### 第3章 株主総会

第14条 (招集)

当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第15条 (定時株主総会の基準日)

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第16条 (招集権者および議長)

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第17条 (電子提供措置等)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第18条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第19条 (議決権の代理行使)

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

#### 第4章 取締役および取締役会

第20条 (員数)

当社の取締役は、12名以内とする。

第21条 (選任方法)

取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第22条 (任期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第23条 (代表取締役および役付取締役)

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役各若干名を選定することができる。

- 第24条 (取締役会の招集権者および議長)  
取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
- 第25条 (取締役会の招集通知)  
取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
- 第26条 (取締役会の決議の省略)  
当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
- 第27条 (取締役会規程)  
取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。
- 第28条 (報酬等)  
取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
- 第29条 (取締役の責任免除)  
当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、善意でかつ重大な過失がない場合は、限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役および監査役会

- 第30条 (員数)  
当社の監査役は、5名以内とする。
- 第31条 (選任方法)  
監査役は、株主総会において選任する。
- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第32条 (任 期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第33条 (常勤の監査役および常任監査役)

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

- 2 監査役会は、その決議によって常任監査役を選定することができる。

第34条 (監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、会日の2日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第35条 (監査役会規程)

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第36条 (報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第37条 (監査役の責任免除)

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、善意でかつ重大な過失がない場合は、限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 計 算

第38条 (事業年度)

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第39条 (剰余金の配当等の決定機関)

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

第40条 (剰余金の配当の基準日)

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

第41条 (配当金の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

第1条 (株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および定款第17条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。
- 3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以 上

2022年6月29日改正